

## 資料 1



### 「安中市庁舎に関する市民懇談会」委員の主な「提言」を紹介します

市民の利便性のために、行政サービスの窓口は松井田庁舎や谷津庁舎などに残すべき。デジタル技術を活用しながら今ある施設を有効活用してもらいたい。

なるべくお金をかけずに、外装などはこだわらないでシンプル、コンパクトな庁舎を作ってもらいたい。

少なくとも旧庁舎と中庁舎は耐震性能がとて低く、使いづらいので取り壊す。効率的な建物にするための機能など工夫しながら新しく建て替えるのがよい。

旧安中高校跡地が最適である(広場や事務スペースが広くでき、利便性が高まるため)。

子どもやみんなが遊べる公園や、イベントなどで多目的に使える広場やカフェなどのテナントスペース、多世代の市民が交流できるスペースがあるといい。

現在地や旧安中高校跡地の周辺は、西毛広域幹線道路が通り、ますます便利になる。商業施設や市内団体の事務所、美術館など多くのお客さんが来るように、それぞれの場所の跡地利用も含めて庁舎の立地を検討するのがよい。

子どもや高齢者、誰でも使いやすいようにバリアフリーに対応してほしい。間仕切りのないレイアウトにすると市役所組織の変更がしやすく、市民も窓口がわかりやすいため、利用しやすい。

市庁舎は防災拠点として市民の命を守る建物であるべき。災害時の防災広場や仮設テント、仮設住宅の設置でも使える広場を作るなど、防災機能を高めてほしい。

現在地で旧庁舎・中庁舎だけ建て替える(建設コストの削減のため)。

JR信越本線沿いなどに庁舎を作って新しいまちづくりをする(商業施設、住宅団地の新設が期待できるため)。

建て替えには合併特例債※を利用すべき。

現在地跡地は道の駅など誘客できる場所にする(西毛広域幹線道路沿いの立地を活かす、市の発展のため)。

※合併特例債…合併後のまちづくりのため、対象事業費の95%まで借入れでき、また、返済額の70%が普通交付税で措置される(市に入る)有利な借入れです

## 資料 3

※この参考資料(1~3)は、「広報あんなか」1月号、3月号、4月号に掲載した記事の一部を抜粋・加工して作成しています。

### ○近隣市の整備事例 近年整備された近隣市の庁舎整備の特徴を紹介します。

市名	事業費	施設規模	特徴	完成年度
富岡市	約47億円	建築面積：3765㎡ 延床面積：8575㎡ 3階建て	有名建築家設計のまちのシンボル、間仕切りのないオープンフロア、合併特例債約30億円利用	2017(平成29)年度
沼田市	約51億円	建築面積：4304㎡ 延床面積：24103㎡ (庁舎部分：10840㎡) 7階建て	空きビルを利活用した複合施設(テラス沼田)で3~5階部分などを庁舎として利用、合併特例債約31億円、緊急防災・減災事業債約15億円利用	2018(平成30)年度
埼玉県北本市	約40億円	建築面積：3162㎡ 延床面積：9294㎡ 3階建て	市民貸出ホールなど市民コミュニティ空間を確保、庁舎建設基金約24億円利用(合併市でないため合併特例債なし)	2014(平成26)年度

### (庁舎整備費のイメージ)



市債	市が建設事業を行う際の借入金 (一般の住宅ローンにあたります)
市税	市民や事業者等から預かる税金 (一般の住宅建築でいえば手持ち現金にあたります)
基金	特定の目的のために積み立てた市の貯金 (一般の住宅建築でいえば頭金の貯金にあたります)
	※基金積立予定額(庁舎建設基金+地域振興基金(充当可能分)) 令和2年度末：14億3千万円 令和3年度末：16億9千万円 令和4年度末：19億5千万円 令和5年度末：21億9千万円 令和6年度末：24億1千万円 令和7年度末：25億9千万円

### ○庁舎整備に利用できる借入金の種類

種類	合併特例債	一般事業債
対象	合併した市町村が合併後のまちづくりのための事業に活用できます(小中学校の大規模改造・耐震工事などにも利用しています)	庁舎整備の際に、通常利用される借入金です
借入可能額	対象事業費の95%まで借入れできます	対象事業費の75%まで借入れできます
国の支援	返済金(元金+利子)の70%相当が地方交付税という形で国から支援を受けられます	返済に対して国からの支援はありません
期限	令和8年3月31日までに庁舎が完成する必要があります	特に期限はありません

# 資料 2

## ○「安中市庁舎に関わる提言書」にある整備候補地の比較

	現在地	旧安中高校跡地	その他の場所	
使いやすさの面	市民サービス機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新庁舎部分をそのまま使うため、本格的なオープンフロアはできない</li> <li>●既存の新庁舎部分と新しく作る庁舎との間に接続通路が必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●間仕切りのないオープンフロアが実現する</li> <li>●行政部門が一つの建物にまとまることで、業務の効率化や市民サービスの向上につながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧安中高校跡地と同じ</li> </ul>
	防災機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁舎内外で災害対応時に使えるスペースを確保することが難しくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁舎内外で災害対応時にも使えるスペースが一体的に確保でき、防災機能の強化につながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな場所の面積による</li> </ul>
	建物外部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場が狭くなり、交流広場などの確保は難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場が広くとれ、交流広場などの設置も可能である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな場所の面積による</li> </ul>
	松井田庁舎	●支所として残す	●支所として残す	●支所として残す
お金の面	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の新庁舎部分を活用することで、建設面積が少なくなり、建設費が安くできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民サービス機能をまとめると、建設面積が増え、建設費がかかる</li> <li>●仮設庁舎の整備費用が不要。引越し費用が少なく済む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな場所を探す事務費用や、取得費用などが必要である</li> <li>●完成まで長期となり、老朽庁舎の倒壊リスクが増えるほか、継続利用のための維持・修繕費が増加する</li> </ul>
	財源	●合併特例債の利用が可能となる見込み	●合併特例債の利用が可能となる見込み	●合併特例債の利用は難しい
まちづくりの面	市民参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スペースが限られているため、テナントスペース・市民活動スペース・市民ギャラリーなどの確保は限定的なものとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スペースに余裕があるため、テナントスペース・市民活動スペース・市民ギャラリーなどの確保が可能である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧安中高校跡地と同じ</li> </ul>
	将来性	●機能面での向上は限定的になる	●西毛広域幹線道路に近く、集客施設などを含めた複合施設として活用できる可能性がある	●中長期的なまちづくりを考えることができる
主な比較ポイント	多面的な活用は難しいが、建設費が安くできる	建設費がかかるが、防災面や利便性などの機能面で利活用の可能性が高まる	建設費がかかるほか、新たな場所を探すことも必要となるが、中長期的なまちづくりを考えることができる	

## ○整備候補地での建設案

	○現在地の敷地内での建設		○旧安中高校跡地での建設案	○その他の場所
	① 現在の旧・中庁舎の位置に建設	② 現南側駐車場・ロータリー部分に建設		
配置イメージ				場所の選定から始まるため未定
整備費	仮設庁舎が必要となる（プレハブ施設の場合は約3億円程度、他の市有施設を活用する場合は約1億円以上かかる見込み）	仮設庁舎が不要となる（現在の庁舎で業務を行いながら建設するため）	仮設庁舎が不要 現在の本庁舎の機能すべてを整備する場合、建設費は現在地よりもかかる	
駐車場	概ね現状どおり	駐車場が北側と南側に分かれ、通路が狭く、車の行き来は困難 南側にはバス停留所が必要なため、駐車台数は限られる	十分確保できる	
(工事中)	来庁者用の臨時駐車場が敷地外に必要 大規模建設工事のため、来庁者の安全確保が必要		来庁者に影響はない	
形態	フロアが3か所に分かれる 接続通路が必要	フロアが3か所に分かれる 接続通路が長くなる	庁舎が一体的に整備でき、自由な配置が可能 広場などを含む防災拠点機能の充実が図れる	
スケジュール	仮設庁舎を整備し、引っ越し後、旧庁舎、中庁舎を取り壊し、建設を始める	決定後すぐに着手できる	校舎などの取り壊し後に建設に着手 (解体工事費は県から土地購入した際の費用から減額済み)	
合併特例債の利用	合併特例債の利用が可能となる見込み		合併特例債の利用が可能となる見込み	利用は難しい